

○後志広域連合職員の給与に関する条例

平成19年6月8日

条例第26号

改正 平成21年3月2日条例第6号

改正 平成31年4月1日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、後志広域連合の職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(給料表)

第2条 職員に適用する給料表は、当該職員を派遣している後志広域連合を組織する関係町村（以下「職員の派遣元」という。）における職員に適用される給料表とする。

(手当の支給)

第3条 職員に支給する手当は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とする。ただし、特殊勤務手当とは、税務手当とする。

2 通勤手当、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当を除く手当の支給は、職員の派遣元の規定による。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤するため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員（次号に掲げる職員を除く。） 自動車等の使用距離（通勤時の往復の距離数の1キロメートル未満は、切り捨てる。）1キロメートルにつき15円を乗じて得た額を基礎として、規則で定める方法により算定した額
 - (3) 前項第2号に掲げる職員（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定めた職員に限る。） 前号で算出された額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額
 - (4) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号若しくは前号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び第2号又は前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号若しくは前号に定める額
- 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
 - 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。
 - 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等の通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
 - 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

（準用規定）

第5条 前4条に定める場合のほか、職員の給与に関しては、倶知安町の職員の給与等に関する条例（昭和32年倶知安町条例第20号）及びこれに基づく規則の例による。ただし、特殊勤務手当については、「北海道職員の給与に関する条例」（昭和27年北海道条例第75号）及びこれに基づく規則の例による。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月24日から適用する。

附 則（平成21年条例第6号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第1号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。